

# 抵当権の抹消の登記の申請に必要な書類とその入手先等



不動産登記推進イメージキャラクター  
「トウキツネ」

	対象者 (誰の)	書類の名称	入手先	有効期限	備考
【集める書類】	抵当権者	登記識別情報 又は 登記済証（抵当権設定契約書に「登記済」の押印がされたもの）	抵当権者である金融機関等	なし	債務の完済後、抵当権者である金融機関等から送付されます。
		登記原因証明情報 （「解除証書」や「弁済証書」等）	抵当権者である金融機関等	なし	「解除証書」や「弁済証書」といった内容で、抵当権者である金融機関等から送付されます。 ※日付や不動産の表示等の記載漏れがないか確認をお願いします。記載漏れがある場合には、あらかじめ金融機関等にお尋ねください。
		会社法人等番号 ※登記申請書の義務者欄に、抵当権者である金融機関名と併せて記載していただきます。	抵当権者である金融機関等 又は 法務局	なし	抵当権者である金融機関等から送付される文書に記載されていれば、それで確認することができます。 また、抵当権者である金融機関等の登記事項証明書によっても確認することができます。
		代理権限証明情報（委任状）	抵当権者である金融機関等	なし	債務の完済後、抵当権者である金融機関等から送付されます。 ※日付等の記載漏れがないか確認をお願いします。記載漏れがある場合には、あらかじめ金融機関等にお尋ねください。

	作成する者	書類の名称	備考
【作成する書類】	所有者	登記申請書	作成方法等は、以下のページを参照願います。 <a href="https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/info-net_00001.html">https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/info-net_00001.html</a>
	所有者と代理人	委任状	代理人による申請の場合に必要です（所有者が手続する場合は不要です。）。